

# アルマック神戸レター

発行所 : アルマック神戸グループ

株式会社アルマック神戸  
税理士法人アルマック神戸  
粉河芳明公認会計士事務所

〒651-0084

神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号田嶋ビル7階D

TEL : 078-262-5518

FAX : 078-262-5519

URL : <http://www.almackobe.com>

発行者 : 粉河芳明

発行部数 : 200部/隔月(奇数月15日)

制作元 : くるみカンパニー有限公司(078-367-1204)

Vo1.2

## ご挨拶



公認会計士 税理士 粉河芳明

アルマック神戸レター初刊より早や2ヶ月が経ちました。「株式会社アルマック神戸」の設立パーティーが終わり、アルマック神戸グループ全体も少し落ち着いてきたところであり、「株式会社アルマック神戸」において、「株式会社日本アルマック(本社:東京)」とともに「リスクマネジメント」に関わる活動をしておりますが、昨今の企業不祥事等もあって経営者の方含む一般企業の方が多く「リスクマネジメント」セミナーに参加されております。是非皆様もセミナーにご参加され、互いにリスク感性を高めていきませんか?

一方、9月より「税理士法人アルマック神戸」にスタッフが1名加わり、組織体制も整備しつつある中、「粉河芳明公認会計士事務所」において、日本ケミカルリサーチ株式会社様より一時会計監査人のお仕事をいただき、5年ぶりに会計監査の仕事をし、非常に新鮮さを感じております。今後、アルマック神戸レターにおきまして、会計・税務・財務に関わるさまざまな情報を発信していきたいと思っております。

粉河芳明

## TOPICS

今回は平成18年度の法人税法改正における「特殊支配同族会社」の「業務主宰役員」給与の損金不算入制度の概要を説明させていただきます。

平成18年4月1日開始事業年度から適用となり、事業年度終了時において以下に記載する要件に該当した場合「特殊支配同族会社」となり、「業務主宰役員」の所得税法上の給与所得控除額が損金不算入となります。つまり、業務主宰役員1人分の給与の一部が法人税の計算上、経費として認められないこととなります。なお、「業務主宰役員」とは、会社経営の中心的役割を担う役員のこと、通常は社長となります。

### (適用要件)

- ① 同族会社である
- ② 業務主宰役員及びその親族等の持株割合が90%以上である
- ③ 業務主宰役員及びその親族等常務役員が常務役員総数の過半数である

なお直前3年間の所得金額及び業務主宰役員給与合計額の平均額(以下「基準所得金額」という)が以下の場合は適用除外となります。

(ア) 800万以下である。

(イ) 800万超3,000万以下であり、かつ、直前3年間の業務主宰役員給与の平均額が基準所得金額の50%以下である。

### <所得税法上の給与所得控除>

業務主宰役員年間給与(①)	給与所得控除
0 ~ 650,000円以下	給与全額
650,000円超 ~ 1,625,000円以下	650,000
1,625,000円超 ~ 1,800,000円以下	①×40%
1,800,000円超 ~ 3,600,000円以下	①×30%+180,000
3,600,000円超 ~ 6,600,000円以下	①×20%+540,000
6,600,000円超 ~ 10,000,000円以下	①×10%+1,200,000
10,000,000円超 ~	①×5%+1,700,000

仮に年収1,000万の場合、上記算式において計算しますと220万が損金不算入となり、法人税等の負担率を30%とすると66万の税金支払負担が増えます。この制度は多くの中小企業に適用されることと思われる。詳細につきましては税理士法人アルマック神戸(TEL 078-262-5518)までお尋ねください。

## ご案内

大阪で9月23日よりリスクマネジメント上級講座が開講しますので、リスク感性を養う意味で皆様に受講していただきたいと思っております。詳細は別紙のチラシをご覧ください。